

省内総合支庁産業経済部水産課〇〇 〇〇様 お手紙確認いたしました。まるでみのりホームページ見てないようなご回答ですね。もう一度ホームページをみて10月3日にリンクされている9月11日と9月26日のファイル必ずご確認ください。行政の立場でPDFファイルの「釣り禁止」とはっきり出しておられるのは山形県だけです。水産庁も言っておりません。「自ら釣りしません」このことに根拠が無い事、直結する省令も無い事、強制でない事も証明済みです。ホームページに書いてあります。広島県では続々と削除変更して受け付けられています。山形県に「船長釣り禁止」というような県条例は無いですね。私のこの運動は必ず山形県の遊漁船に届くまで続けます。その時にこの忠告を聞かず不当な行政指導を続けられ、もし裁判などになれば困るのはあなたではないかと思えます。水産庁は〇〇様、広島県水産課〇〇様にご確認下さい。返信はメールでお願いします。minor40.net 遊漁船みのりや遊漁船船長釣り禁止で検索されたらヒットします。